

労働保険料の内部処理計算用エクセルファイル使用説明書

はじめに・・・・・・・・

事務組合が年度更新の申告・納付をする際、確定不足保険料として、委託事業場から徴収する金額と国に納付する金額に差額が生じます。

この差額は、2期分、3期分の概算保険料として、国に納付する労働保険料や事業場へ還付する労働保険料となります。

この事務処理を「労働保険料の内部処理」として適正に行う必要があります。（詳しくは、労働保険ハンドブックP47～）

労働保険料の内部処理計算用エクセルファイルについては、必要な箇所「前年度概算・前年度確定・今年度概算・一般拠出金」の項目を入力するだけで、事務組合全体の2期充当金額、3期充当金額、還付金額等が計算されますので、ぜひ、ご活用ください。

委託事業場から第1期（確定不足金額を含む）の労働保険料を徴収した合計の方が、事務組合が納付する金額より多くなります。

第1期徴収額 > 第1期申告額

第1期徴収額 - 第1期申告額 = 残 額

残 額 = 2期充当金額、3期充当金額、還付金、円端数

※還付する事業場に前年度滞納がある場合、空充当として国に納付する労働保険料となります。（労働保険ハンドブックP52参照）

